

平成 30 年 3 月 15 日

一般社団法人全麵協正会員代表者 各位

一般社団法人 全麵協  
理事長 中谷 信一

## ZEN 麵ライセンス規約の適正な運用について

ZEN 麵ライセンス制度は、当初は全麵協が主催する講座の受講もしくは主催・協賛する事業又は全麵協が適切と認めた地域貢献事業等に参加することによりそばの普及、継承に寄与したと認められるときに単位取得得点を付与し、一定の得点を取得した場合に「SOBAMEISTER」として認証するというものであった。この制度を平成 27 年 4 月 1 日から素人そば打ち段位認定制度の四段位認定会書類審査、五段位認定会一次審査の活動状況の評価に組み込み適用することに改正した。このことからこの単位取得得点の付与は厳正公平なものとして運用することが求められることとなったので、平成 28 年 10 月 13 日に単位取得表によりそれぞれの事業に対する得点を明確に定めたところである。

しかしながら、この取得得点表は、当該事業に参加した個人に付与する得点を明示したもののだけであって、その事業に対して総得点を何点にするのかが明示されていないので、当該事業の主催者がその事業における参加者の意向、役割分担や社会的影響等を考慮しなくても参加者を希望する者全員に単位取得表に定められている得点を付与することができることになっているために、公平、公正性に著しく格差が生じている状況が見受けられる。さらに、一部の四段位、五段位認定受験希望者は、この得点を取得するのみに汲々として本制度の本来の趣旨を正しく理解しないでやや過熱気味の様相を呈してきていることがうかがわれる状況になってきている。

このため、今後は次の点に留意して本制度を運用することとしたいのでご了解願いたい。

### 記

1. 単位取得得点は、全麵協正会員に所属して全麵協に納入基準額 2,000 円を納付している個人会員、全麵協正会員団体に所属していなくても全麵協に特別個人会員として納入基準額 5,000 円を納付している者に限って付与するものとする。
2. 単位得点付与者は、ZEN 麵ライセンス規約(以下「ライセンス規約」という)第 3 条の規定を再確認し順守すること。特に、ライセンス規約第 2 条第 2 号の規定による単位取得付与対象事業として全麵協本部に申請するときは、当該事業の内容や単位取得付与予定人員等について報告し、全麵協本部と緊密な協議をおこなうものとする。
3. 単位得点付与者は、そばを通じての地域振興、社会貢献等に尽力した者に対して得点を付与するという真にこの制度が目指すべき趣旨をよく理解し運用するものとする。